（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第六条　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「都市再生整備計画の区域内」の下に「、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内」を加え、同号ロ中「都市再生整備計画の区域内」の下に「、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内」を加え、同項第二号中「係る再開発事業」の下に「又は都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業（同法第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）」を加える。

第三条に次の一項を加える。

2　法第四条第一項第一号に掲げる業務であつて都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業に係るものについては、同号の政令で定める地域は、前項の規定にかかわらず、同項第二号に該当する地域とする。

附則第一条の二中「都市再生整備計画の区域内」の下に「、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内」を加え、「「区域」を「地区計画等の区域」に、「とする」を「と、「都市機能誘導区域内」とあるのは「都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする」に改める。

附則第一条の三中「都市再生整備計画の区域内」の下に「、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内」を、「）内」と」の下に「、「都市機能誘導区域内」とあるのは「都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」と」を加える。

附則第一条の四中「第三条」を「第三条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第七条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の三第一項ただし書」を加え、「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改める。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正）

第八条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「及び第八条」を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の特例）」を付する。

第八条を削る。

附　則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年七月三日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十一号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（中心市街地の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条」を「第六条」に、「第十条第五項第二号」を「第十二条第五項第二号」に、「第十条第六項第一号」を「第十二条第六項第一号」に改める。

第三条中「第七条第九項第二号」を「第七条第十一項第二号」に改める。

第四条中「第七条第九項第四号イ」を「第七条第十一項第四号イ」に改める。

第十四条中「第三十九条第一項、第四十条第四項、第四十一条第一項及び第二項、第四十六条並びに第五十条」を「第四十条第一項、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第二項、第五十六条並びに第六十条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「第五十二条第三号」を「第六十二条第三号」に改め、同条第三号中「第五十二条第二号」を「第六十二条第二号」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条中「第四十七条第五項」を「第五十七条第五項」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条中「第四十三条第五項」を「第五十三条第五項」に改め、同条を第十三条とする。